

2.1 内国民待遇及び物品の市場アクセス（本則）

川瀬剛志*

川島富士雄**

I. 概要

1. 定義・適用範囲（2章A節）

A) 適用範囲（2.2条）

本章の規定は、本協定締約国間の物品貿易に適用される。

2. 内国民待遇・物品市場アクセス（2章B節）

A) 内国民待遇原則（2.3条）*

各締約国は他の締約国の産品に [GATT](#)3 条の例により内国民待遇を与える。同条及び解釈にかかる注釈は、必要な変更を加えて本協定に組み込まれ、協定の一部をなす（同 1）。締約国内の地方政府は、輸入品と同種・直接競合・代替可能な所属締約国産品に当該地方政府が与える最も有利な待遇より不利でない待遇を、輸入品にも与える（同 2）。1 項は附属書 2-A 掲載の措置には適用されない（同 3）。

B) 関税撤廃（2.4条）

各締約国は域内原産品に関税の引上げ・新設はしてはならず、自国の関税に係る約束（附 2D、以下「譲許表」）に従って漸進的に関税を撤廃する（同 1 及び 2）。各締約国は 2 以上の締約国の合意で関税撤廃時期の繰り上げを合意でき、かかる合意は譲許表の税率・実施区分¹に優先する*。また、関税撤廃の繰り上げは一方的に行うことができる（同 3～5）。

C) 関税の免除（2.5条）

特定措置の履行要求の充足を明示的・黙示的な条件として、関税の免除の新設、現行の免除の範囲・受益者の拡大、及び現行免除の継続を行ってはならない（同 1 及び 2）。

禁止される「特定措置の履行要求」には産品又はサービスの輸出要求、バイローカル及び

* かわせ つよし／上智大学法学部教授

** かわしま ふじお／神戸大学大学院法学研究科教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

¹ 譲許表の「実施区分」欄は、関税引き下げのタイミングやペースにかかる分類を示す。詳しくは我が国関税率表（附属書 2-D）の一般的注釈を参照。

ローカルコンテンツ要求などが含まれ、再輸出や輸出製品の製造への使用等は含まれない (2.1)。

D) 免税輸入*

修理・変更品の再輸入 (2.6 条)：原産地に関わらず、修理・変更のために輸出された製品の再輸入及び一時的に輸入された製品に関税を課してはならない。ただし「修理又は変更」には、(a) 製品の本質的な性質を失わせること、又は新たな若しくは商業的に異なる製品の製造、(b) 未完成品の完成は含まれない。

著しく価額の低い商品見本・印刷された広告用資料 (2.7 条)：関税を免除する。ただし輸入締約国は、受注のための見本であること、広告用資料のみの単体・独立の包装物として輸入されることを免除の条件としてよい。なお、「著しく価額の低い見本」とは、船積みの総額又は単価で価額 1 米ドル相当以下、又は見本以外の使用に適しない取扱い（ラベル、穴空け等）をなされた商品見本等を指す。「印刷された広告用資料」は、宣伝目的で無償提供される HS 分類 49 類に掲載される小冊子、パンフレット等を指す (2.1)。

一時免税輸入 (2.8 条)：職業用具（報道・テレビ用具等）、展示・実演用製品、スポーツ目的の輸入品等は、原産地を問わず一時免税輸入を認める。当該製品が他の締約国民に使用されること、輸入国内で販売されないこと等以外を条件とできない（同 1 及び 2）。国際運輸用コンテナ及びパレットも、原産地を問わず、一時免税輸入を認める（同 3 及び 4）。

本協定第 9 章（投資）及び第 10 章（越境サービス貿易）に従い、他締約国から自国に入国した国際運輸用車両（トラック、鉄道等、同 10）・コンテナにつき、経済的で迅速な出発のために合理的な関連を有する経路による出国を認め、特定税関の場所からの出国や、到着税関と出発税関の所在地の相違を理由とした担保・罰金等を求めてはならない（同 9）。

E) 臨時の討議 (2.9 条)

各締約国は本章の対象事項に関する連絡部局を指定・通報する（同 1）。締約国（要請国）は、自国の物品貿易に悪影響を及ぼすと信ずる事項について、他の締約国（被要請国）に書面で臨時の討議を要請できる（同 2）。被要請国は要請の受領から 30 日以内に書面で回答し、要請国の当該回答の受領から 30 日以内に被要請国の領域での対面又は電子的手段で会合する（同 4）。また、問題の措置が事前通報なしに取られた、製品が既に輸送過程にある等、緊急の場合は 4 項に定めるより短い期間内の討議を要請できる（同 6）。討議は秘密であり、いずれの締約国の紛争解決章（第 28 章）にかかる権利を害しない（同 7）。

なお、被要請国は問題の事項が他章特有の協議枠組みで対処されるべきと考える際は、理由を添えて書面で要請国に通報する（同 3）。その他の締約国は、参加要請を書面で行い、当該事項が未解決で討議の当事国の同意がある場合、当該討議に参加できる（同 5）。

F) 輸出入制限 (2.10 条、2.11 条)

一般原則：域内との輸入及び輸出のための販売につき、GATT11 条に基づかない禁止・制限は禁止される。同条及び解釈にかかる注釈は、必要な変更を加えて本協定に組み込まれ、協定の一部をなす (2.10 条 1)。同条の権利・義務は、特に輸出入価格要件、特定履行要求による輸入許可、及び価格約束 (WTO [ダンピング防止協定](#) 8.1 条、同 [補助金相殺措置協定](#) 18 条) に適合しない輸出自主規制を禁止するものと了解する (本協定 2.10 条 2)。

ただし、附属書 2-A 掲載の措置には本条 1 項及び 2 項の適用はない (同 5)。また、本協定は非締約国からの輸入禁止、及び輸出先締約国に非締約国への再輸出禁止要求を妨げるものではない (同 6)。

再製造品 (2.11 条)*：2.10 条の輸出入制限禁止は再製造品にも適用され (同 1)、中古製品の輸入制限は再製造品に適用してはならない (同 2、ただし注 2 附属書 2-B に掲載するベトナムの措置を除く)。

G) 輸入許可 (2.12 条)

輸入許可手続は WTO [輸入許可手続に関する協定](#) (「ライセンス協定」) に適合しなければならない (同 1)。2.12 条 2 及び 4 の通報義務を充足せずに手続は適用できない (同 8)。

現行手続の通報 (同 2 及び 3)：現行手続はライセンス協定 5 条 2 及び 6 条が規定する情報を含めて本協定発効後速やかに通報される。ライセンス協定に従った通報 (同協定 4 条、5 条 2) 及び情報提供 (同 7 条 3) 等により、当該義務は遵守されたものとみなす。

新規手続・変更 (同 4 及び 5)：新規の輸入許可手続及び手続変更はライセンス協定 1 条 4(a) を順守する。新規手続・変更は可能な場合発効 60 日前までに、いかなる場合も公表後 60 日以内に、他の締約国に通報する。ライセンス協定 5 条に従った通報により、当該義務は遵守されたものとみなす。

条件等 (同 6)：2.12 条 2、3 及び 5 の通報は、通報対象の手続が輸入許可条件によって最終使用者を制限するか、輸入許可取得の資格を課す場合、その旨を明記する。

照会 (同 7~8)：規則や申請提出手続等に関する他の締約国からの合理的な照会に 60 日以内に回答する。輸入許可拒否の場合、申請者の要請によりその理由を合理的期間内に書面で説明する。

H) 輸出許可透明性 (2.13 条)

定義 (同 1)：締約国の領域からの輸出の条件として行政機関への申請書等の提出を求める要件。関税関連書類又は製品の当該締約国内の商取引導入のための要件は含まない。

通報 (同 2 及び 3)：本協定発効日から 30 日以内に現行手続を記載した出版物 (含・政府ウェブサイト) を他締約国に通報する。新規手続・手続変更は遅くともその発効日から 30 日以内に通報した出版物に公表する。出版物には、手続本文、対象製品、手続に関する諸事

項（申請手続、資格基準等）を含めることを確保する。

他条約との関係（同 5）：本条は締約国に対する輸出許可要求と解してはならず、国連安保理決議及び多国間不拡散制度（[ワッセナー・アレンジメント](#)、[化学兵器禁止条約](#)、[核兵器不拡散条約](#)等）の義務・約束の実施を妨げるものとも解してならない。

D) 行政上の手数料・手続（2.14 条）

輸出入関連の手数料・課徴金（除・関税、AD 税、GATT3 条 2 項に適合的な内国税に相当する課徴金等）は、GATT 8 条 1 及び同注釈に従って提供される役務の概算額を限度とし、財政目的の課税とならないことを確保する（同 1）。輸入に関連して領事手続を要求できない（同 2）。また輸出入に従価の手数料等を課してはならない（同 4）。手数料・課徴金の最新の一覧をオンラインで公表する（同 3）。

J) 輸出税（2.15 条）*

各締約国は、附属書 2-C に定める場合を除くほか、他の締約国の領域への製品の輸出について、関税等を採用し、又は維持してはならない。ただし、そのような関税等が、国内消費に向けられる場合の当該製品について採用され、又は維持される場合は、この限りでない。

K) 公表（2.16 条）

輸出入・通過の手続、実効税率・その他輸出入関連の税、产品分类・評価の規則、原産地規則、輸出入禁止等の情報を、無差別かつ容易に利用可能な方法で速やかに公表する。

L) 情報技術製品の貿易（2.17 条）*

締約国は、本協定発効までに 1996 年の [WTO 情報通信協定 \(ITA\)](#) に加入し、自国の WTO 譲許表を修正・訂正する。ただし、本条はブルネイには本協定発効から 1 年適用しない（注 1）。チリ、メキシコは ITA 加入に努め、将来的参加は国内手続完了を条件とする（注 2）。

M) 物品の貿易に関する小委員会（2.18 条）

各締約国の代表から成る物品の貿易に関する小委員会を設置し、本協定発効後 5 年間は最低年 1 回会合する（同 1 及び 2）。物品貿易の障壁への対処、将来の HS 改正に伴う本協定の義務変更の回避、関税分類に関する締約国間の相違に関する協議等を任務に含む（同 3）。

3. 関税割当て（2 章 D 節）

A) 適用範囲・一般規定（2.28 条）

関税割当ては、GATT13 条（同注釈を含む）及び、ライセンス協定 2.12 条に従って実施し、各国の譲許表（附 2D）に含める（同 1）。関税割当ての運用の全情報は開始日 90 日前に自国が指定したウェブサイトで公表する（同 3）。

B) 資格 (2.29 条)

各国の譲許表（附 2D）に定める以外の新規・追加の輸入割当て利用の条件等を導入してはならない（同 2(a)）。もし導入する場合は、当該条件等の発効予定日 45 日前に他締約国に通報し、当該製品の供給に明らかな商業的関心を有する締約国の要請により協議を行い、協議要請国から協議後に異議がないことが条件となる（同(b)及び(c)）。

C) 配分の運用に関する規律 (2.30 条～2.32 条)

配分 (2.30 条)：先着順以外の方法で輸入締約国内の者に割当てを配分する場合（同注）、申請・審査、配分、対象品目、申請数量が割当数量を超える場合の配分に関する無差別（同 1(a)、(b)、(d)、(e)）、割当期間開始 4 週間前までの配分実施（同(g)）等を確保する。製品の再輸出を割当ての条件とすること（同 3）、本協定の関税割当てによる輸入量を WTO 協定その他貿易協定による割当てに算入し又はそこから減じること（同 4）は禁止される。

返納・再配分 (2.31 条)：配分数量・返納数量等をウェブサイトで公表し、返納分の再配分は申請受付 2 週間前にはその数量・申請期間をウェブサイトに公表する（同 2）。

透明性 (2.32 条)：割当て運用の責任機関を特定し、関税割当て関連の連絡部局（27.5 条）を指定する（同 1）。配分を受けた者の情報、先着順による割当て運用の消化率、割当ての満了等の情報はウェブサイトに公表する（同 2～5）。

4. 内国民待遇及び輸出入禁止の例外（附 2A）*

A) 原則（パラ 1、2）

この附属書は掲載された措置に関する WTO 上の権利・義務に影響しない。2.3 条（内国民待遇）、2.10 条 1 及び 2（輸出入制限）は、掲載措置が基因する法律等の継続・更新・改正には、当該措置と上記条文の適合性の水準を低下させない範囲で適用されない。

B) 各国の例外措置

各国が登録した例外措置の概要は以下の通り。我が国、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランド、シンガポールは登録がない。

国名	留保	例外とされる措置
----	----	----------

	義務	
ブルネイ	2.10	・ 2006 年関税令 31 条規定の産品
カナダ	双方 2.3	・ 丸太輸出、未加工魚輸出、沿岸貿易におけるカナダ船使用、ワイン・蒸留酒の国内販売等 ・ カナダの芸術的表現や内容創作等を支援する産品（書籍、雑誌、AV 媒体）の公表、販売等に影響を及ぼす措置
チリ	2.10	・ 中古車輸入
メキシコ	2.10 2.10	・ 原油、ガソリン、灯油、天然ガス等の輸出入制限 ・ 中古品の輸入制限（タイヤ、衣類、車）
ペルー	双方	・ 中古品（衣類、履物、中古車、中古タイヤ、放射性関連機械等）
米国	双方 双方	・ 丸太輸出管理 ・ 現行の 1920 年商船法（ジョーンズ法）・客船法による措置
ベトナム	2.10	・ 輸入禁止：右ハンドル車、自動車部品、中古品（コンピュータ、家電、乗用車等） ・ 輸出禁止：天然林由来の丸太・製材、木製品
各国共通	2.10	・ キンバリープロセス認証制度 によるダイヤモンドの輸出入

5. 再製造品例外（附 2B）

2.11 条 2 は、ベトナムに対する本協定の発効日から 3 年間、ベトナムによる再製造品輸入の禁止・制限措置に適用しない。それ以降、同規定は、附表 2-B-1 に掲載する物品の輸入に関する禁止・制限措置を除くほか、ベトナムのすべての措置に適用される（パラ 1 及び 2）。

附表 2-B-1

HS 番号 (2012)	品目
8414.51.91	卓上ファン（保護スクリーン付き）
8414.51.99	その他のファン
8415.10.10	窓・壁取付型エアコン（中古品、再調整品）（26.38 kW 以下）
8415.10.90	その他の窓・壁取付型エアコン
8419.11.10	瞬間ガス湯沸器（家庭用）
8419.19.10	その他の湯沸器（家庭用）
8421.12.00	衣類脱水機
8421.21.11	家庭用のろ過器

8421.91.10	遠心式脱水機
8422.11.00	皿洗機（家庭用）
8422.90.10	皿洗機の部分品
8452.10.00	ミシン（家庭用）
8508.19.10	真空式掃除機（電動装置付）
8508.70.10	真空式掃除機の部分品
8711	モーターサイクル、補助原動機付きの自転車及びサイドカー
8712	自転車（レース用を除く）

6. 輸出税、租税その他の課徴金（附 2C）

マレーシア：第 1 節に掲げる産品について、該当額よりも高い額の輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない（パラ 2）。

主な対象産品：パーム油等（5～10%）、ゴム製品等（0.2%）、木材等（15%）、化粧張り用単板等（1 立方センチメートル当たり 255 リンギット）、合板等（1 立方センチメートル当たり 5 リンギット）、銀等（5%）、白金等（5%）、鉄くずなど（10%）、銅等（5%）、ニッケル等（10%）、鉛等（15%）、亜鉛等（5%）。

ベトナム：第 2 節に掲げる産品について、該当の区分（A～J）に従って輸出税、租税その他の課徴金を撤廃する。区分例については次の通り。

A＝本協定発効後、5 年間維持可能、6 年目から撤廃

C＝10 年間、均等切り下げ、11 年目から撤廃

D＝10 年間維持可能、16 年目から撤廃

G＝15 年間、均等に切り下げ、16 年目から撤廃

H＝15 年間維持可能、16 年目から撤廃

I＝6 年間で 20%まで均等に引き下げ、6～15 年目まで維持可能、16 年目から撤廃

K＝永続的に維持できるが、該当の基準税率を越えてはならない。

主な対象産品：りん灰石（40%、G）、建築用岩石等（17%、H）、石灰石等（17%、K）、マンガン鉱（40%、I）、銅鉱（40%、K）、コバルト鉱（20～30%、K）、アルミ鉱（20～30%、K）、鉛鉱（40%、K）、亜鉛鉱（40%、I）、クロム鉱（30%、G）、タングステン鉱（20～30%、G）、ウラン鉱（20～30%、K）、モリブデン鉱（20～30%、G）、チタン鉱（15～40%、K）、モリブデン鉱（20～30%、K）、

石油（20%、K）、木材（5～20%、C、D）、鉄スクラップ（15～17%、H）、銅及びスクラップ（10～22%、C、D、H）等

7. カナダから日本へ輸出される丸太の輸出管理制度の運用（林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文）

日加両国は、①二国間で林業委員会を創設し、林産物貿易に関するセーフガード制度の必要性について再検討すること、②カナダが 2.3 条及び 2.10 条の例外（附 2A）にもかかわらず、丸太の日本向け輸出について許可証を発行すること、及び③丸太輸出については、WTO 上の権利・義務を維持し、それに関する紛争は WTO 紛争解決手続によること等を合意している。

II. 解説・コメント

《本章のあらまし》 本章は、内国民待遇、関税譲許の拘束、及び数量制限禁止の一般原則だけではなく、輸出税の禁止、輸出制限透明性、修理・変更品や職業用具等の広範な関税免除、免税に伴う特定措置履行要求の禁止、再製造品の輸入制限禁止など、我が国 FTA には見られない規定を含む。もっとも、これらは米国の FTA に一般的であり、既に 1993 年締結の [NAFTA 第 3 章](#)はその殆どがカバーしていた。TPP 第 2 章は直近の[米韓 FTA 第 2 章](#)や[米コロンビア FTA 第 2 章](#)などを踏襲している。また、こうした規定の多くは、WTO ドーハラウンドの非農産品市場アクセス（NAMA）交渉において主に我が国、米国、EU が提起した非関税障壁に関する諸提案²の先取りでもある。

《WTO 規律の内部化》 本章は内国民待遇のほか、物品貿易の通関及び数量制限に関する WTO 協定の関連規定、特に GATT5 条、8 条、10 条、11 条、13 条、ならびにライセンス協定の実施確保及び補完する性質を有する。特に一部の WTO 協定の義務は、明示的・黙示的に本協定に内部化されている。例えば GATT3 条は TPP 協定の一部として取り込まれている（2.3 条）。また、数量制限は GATT11 条に（2.10 条）、また、輸入許可手続は WTO ライセンス協定に（2.12 条）、それぞれ基づくことが義務付けられている。TPP パネルはこれらの規定の解釈に際して WTO の先例を参照することになるが（28.12 条）、GATT3 条 2 項・4 項のように解釈が確立している条文はともかく、GATT11 条 2 項やライセンス協定のような比較的先例の少ない条文については、TPP パネルが独自の判断を行うことになる。その際、従来の WTO 判例体系との整合性に十分に留意して解釈し、将来的に WTO 上級委

² これらの提案については、「[非関税障壁（NTB）](#)」（経済産業省）に整理されている。

員会の判断との齟齬が回避されなければならない。

《最恵国待遇条項の欠落》 我が国のものを含め、一般に二国間 FTA では物品市場アクセス章に最恵国 (MFN) 待遇原則が規定されないことは珍しくない。二国間 FTA では互いに内国民待遇を供与すれば、FTA 内での締約国間差別は起こり得ないからである³。しかし本協定は複数国間 FTA であり、締約国 12 か国の間での無差別確保が問題になり得る。

まず、関税率については本協定はそもそも MFN を予定していない。TPP 譲許表は必ずしも同一製品について域内同一税率を課することが前提ではなく (附 2-D パラ 9)、実際譲許表もそのように構成されている⁴。更に関税撤廃の繰上げも一部締約国で合意することができ (2.4 条 4)、合意当事国は繰上げを他の締約国に均霑する義務は規定されていない。このかぎりでは、繰上げ撤廃も交渉ベースで差別的に実施することが可能である。

他方、GATT 1 条 1 項の MFN は関税のみならず、関税法令や内国税・規則も対象となっており、本協定ではこれらは 2 章のみならず、3 章～8 章に規定される事項に及ぶ。これらについても一部締約国だけに TPP プラスの待遇 (例: 一部の締約からの輸入についてのみ、内国民待遇例外が適用されない (2.3 条 3)、あるいは事前教示事項の範囲を拡大する (5.3 条 1) など) を供与することで域内差別が起こりうる。この場合、個別規定で MFN 待遇が担保されている事項 (例: 2.16 条柱書) を除けば、こうした TPP プラスの域内 MFN ベースでの均霑は保障されない。むしろ、その場合は GATT 1 条 1 項に依拠して特惠待遇の均霑を要求できるが、この場合 TPP 締約国間に限定されず、あくまで全 WTO 加盟国間の MFN 待遇のみが主張できる。その場合、ある締約国が与えた TPP プラス待遇は全 WTO 加盟国に均霑されることになり、域内 MFN ベースの閉ざされた特惠待遇として囲い込むことはできなくなる。

上記関税及び非関税の TPP プラスについて、交渉者が GATT 24 条との関係をどう整理しているのかも明らかではない。おそらくは、TPP 域外に対しては、TPP プラス待遇の二国間だけ、TPP の中のさらなる部分集合的 FTA という扱いで GATT 1 条 1 項の均霑義務を排除できるという考え方であると推測される。しかし、TPP 協定で規定されない特惠待遇を FTA の一部であるとする法的根拠がない。

《修理・変更のための一時輸入と我が国関税法制》 2.6 条は、対象製品の原産国を問わず、修理・変更のために一時輸出されたものの再輸入 (同 1)、及び一時輸入 (同 2) につい

³ もちろん二国間 FTA 当事国以外の第三国と差別は起こりうるが (例えば米韓 FTA における米国による韓国と協定第三国である日本の間の待遇格差)、ここではあくまでも域内の待遇平等の議論に限定していることに留意されたい。

⁴ 我が国譲許表で言えば、エステル化でん粉その他のでん粉誘導体 (関税品目 350510.100)、フェロマンガ、炭素の含有量が全重量の 2% を超えるもの (同 720211.000) がその一例である。

て免税を義務付ける。例えば、米国の工作機械メーカーA社が日本の部品メーカーB社に輸出した NC 旋盤（原産国：米国）が数年の使用の後に日本で故障した。A社はアジアのサービスセンターをマレーシアに集約していたので、そちらに輸出して修理する。本条の規定は、この際以下のことを意味するものと解される。

- －修理のため同 NC 旋盤を一時輸入するマレーシアは関税を課してはならない
- －修理後 B 社に戻されてきた同 NC 旋盤に日本は課税してならない

今般の TPP 協定国会承認に伴う法令改正では、我が国は関税暫定措置法 8 条の 7、及び「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」13 条 1 項五を新設し、このような場合原則 1 年以内に再輸入されれば関税は免除される⁵。これは上記のように修理のため本邦から輸出されたものの再輸入を対象とした条文である。加工・修理後の再輸入については、[関税定率法](#) 11 条に免税規定があるが、付加価値分に対する課税は妨げられない。また、同法 14 条 10 号の輸出許可時と性質・形状が変わらない物品の再輸入免税も、この範囲を超える加工・修理があった場合には免税できない。よって 2.6 条の履行確保に新たな立法措置が必要となる。

他方、日本がマレーシアの立場に立った時（つまり修理のための輸入を受け入れ、一定期間内に再輸出する場合）、再輸出を前提とした免税は現行の再輸出免税制度（関税定率法第 17 条第 1 項第 4 号）で対応が可能である⁶。

《商品見本、職業用品等の免税輸入》 無税の一時輸入は、商品見本・広告資料については「[商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約](#)」、職業用品等については「[職業用具の一時輸入に関する通関条約](#)」及び「[展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約](#)」、コンテナ及びパレットについては「[コンテナに関する通関条約](#)」（日本未批准）で担保されている。これらは全て関税協力理事会（CCC）傘下の協定である。2.7 条及び 2.8 条の規定は、本質的にこれらの中核的義務を踏襲している。TPP 締約国は米国も含めて必ずしもこれらの条約全ての当事国ではなく⁷、2.7 条及び 2.8 条を通じて実質的にその規律を全締約国に及ぼす。このことにより、域内の国際物流、営業・宣伝活動、更には物品移動を伴うサービス提供（例：エンターテインメント⁸、専門職サービス（医療、会計）、保守点検等の技術サー

⁵ 「[環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律](#)」40、117 頁（内閣官房 TPP 政府対策本部）。

⁶ 現行の修理・加工品の再輸入制度については、「[機械設備修理のための輸入関税免税：日本](#)」（JETRO、2013 年 12 月）を参照。

⁷ 各条約の批准状況は、[Conventions sponsored or administered by the Customs Cooperation Council](#), WCO（最終アクセス：2016.9.8）を参照。

⁸ エンターテインメント分野での職業用品の輸入に支障が出た例として、2012 年にドイツ税関が日本人バイオリニスト所有のバイオリンを押収した事例を挙げることができる。ドイツ連邦共和国大使館・総領事館「[ドイツの税関規定について、シュタンツェル大使に聞く](#)」（2012 年 10

ビスなど⁹⁾ を容易化し、域内のサプライチェーン構築を促進する。

《再製造品》 再製造とは、統一的な定義はないが、中古品の「部品を解体し、きれいに磨き上げ、必要があれば、摩耗した部品を新品に取り換えて製品を作るプロセス」であり¹⁰⁾、例えば TPP 交渉を主導した米国では、医療費の抑制や資源再利用の観点から、医療材料の再製造（デバイスジェネリック）が進んでいる¹¹⁾。再製造品はこのほかにも、家電、パソコン、複写機、自動車、建設機械など多種多様な產品に及び、資源節約・環境負荷軽減の観点から、その定義及び貿易活性化につき国際ルール上の取り扱いが議論されてきた。

この問題は米国が 2004～2005 年にかけて WTO ドーハラウンドの NAMA 交渉でコンセプトの提案を行ったが¹²⁾、その後 NAMA 交渉自体の停滞もあり、議論は進んでいない¹³⁾。更に 2011 年の APEC ホノルル閣僚会合の閣僚声明は再製造品の貿易円滑化に言及し、附属書「再製造品の貿易円滑化に関するパスファインダー」を採択したが、ここでも中古品の輸入禁止措置が再製造品に及ぶことへの懸念が示されている。2.11 条はこうした関心を先取り・具現化したものである。

2.11 条 2（中古品の輸入禁止措置の再製造品に対する適用禁止）の義務については、ベトナムの TPP 協定発効日から 3 年間、同国には適用がなく、3 年経過後も、附表 2-B-1 に掲載されたエアコン、湯沸器、家庭用ミシン、掃除機、バイク、自転車等について引き続き適用されない。ベトナム企業が再製造で比較優位のある小型機械製品に集中的に例外を設けたものと考えられる。

《輸出税、租税その他の課徴金》2.15 条は、附属書 2-C に掲げるほか、輸出税等を賦課することを禁じている。輸出税は、WTO でも最も規律の弱い分野であり、中国等、WTO 加盟条件において輸出税を原則禁止されている国以外は、制限なく課すことができるのが現状である。これに対し、TPP 協定の附属書 2-C に輸出税等を留保したのはマレーシア及び

月 13 日)。

⁹⁾ 2.8 条 1(a)は報道・放送・映画関係の用具に言及しているが、あくまで例示列举であり、「職業用具の一時輸入に関する通関条約」附属書 C に定めるような広い範囲の用具を包含すると理解できる。

¹⁰⁾ 小島道一「国際リユースをめぐる論点」小島道一（編）『国際リユースと発展途上国調査研究報告書』3 頁（2013）。

¹¹⁾ 上塚芳郎「医療材料使い捨ての無駄を考える」（日本ヘルスサービス研究機構）、半田良太「“デバイスジェネリック”は医療費抑制のツールになりうるか」『コラム：2025 年のあるべき医療と医療経営』（メディエ株式会社、2016 年 5 月 2 日）。

¹²⁾ *Communication from the United States, Market Access for Non-Agricultural Products: Negotiating NTBs Related to Remanufacturing and Refurbishing*, TN/MA/W/18/Add.11 (Dec. 5, 2005).

¹³⁾ NAMA 交渉での議論の状況については、小島・前掲注（10）5-6 頁を参照。

ベトナムのみであり、これにより他の 10 カ国は輸出税等を賦課することが禁じられる¹⁴。また、マレーシア及びベトナムについても、留保した品目についてのみ、基準税率を越えない輸出税等のみが認められることになるため、無制限で輸出税等を課すことができなくなったという意味で WTO プラスと言える。なお、ベトナムは、WTO 加盟条件として、鉄及び非鉄スクラップについて、35～45%であった輸出税を、加盟 5 年後に 17～22%まで引き下げる約束を行っているが¹⁵、TPP における輸出税等の撤廃約束は、これらのスクラップについても最終的に輸出税を撤廃するほか、他の産品も対象としており、WTO 約束を越えるものとなっている。しかし、日本が輸入関心を持つレアタル等には永続的な輸出税賦課が認められるものが多く、規律としては不十分に終わっている。

《ITA 加入義務》 2.17 条は ITA1996 への加入を義務付けている。ITA 未加入の 3 締約国のうち、ブルネイは本協定発効後 1 年間のみ適用が猶予されるが、メキシコ、チリについては加入の努力義務のみで、実質的に免除されている。更に、2015 年 10 月の TPP 交渉妥結と相前後して、ITA 改定に 7 月に WTO で実質妥結、12 月のナイロビ閣僚会議で採択された¹⁶。本条は IT 製品の市場アクセス拡大にはやや意義を失った感がある。

《数量制限・内国民待遇例外》 附属書 2-A には 2.3 条、2.10 条の例外措置が登録されている。類似の例外は [NAFTA 附属書 301.3](#) にも含まれており、一部は米加墨の附属書 2-A 登録の措置と重複している。また、WTO 上の権利・義務へ影響しない旨が確認されているが、両条は明らかに GATT3 条、11 条の義務に言及しており、実質は TPP 締約国間における WTO 法の不適用である。

同様の例外として、例えばカナダは [NAFTA2106 条](#)において附属書 2-A 登録の例外と同趣旨の文化産業例外を確保したが、米国の申立により WTO 上級委員会がスプリットラン雑誌への差別税制等が GATT 違反と認めた¹⁷。この際カナダは NAFTA 例外を援用していないが、同事件以後の WTO 先例では FTA 上の規律が WTO 協定不遵守の抗弁とはなり得なかった¹⁸。ペルー・農産物追加関税事件では、被申立国ペルーは FTA 上許される WTO 協

¹⁴ なお、[日星 EPA](#) 第 16 条、[日墨 EPA](#) 第 6 条、[日チリ EPA](#) 第 16 条及び[日ペルー EPA](#) 第 25 条は、例外なく輸出税の新設及び維持を禁止しているため、これらの国との関係で、TPP は EPA プラスとは言えない。他方、[日ブルネイ EPA](#) 第 18 条は、輸出税の新設のみ禁止しており、既存の輸出税の維持は認めているため、ブルネイとの関係では TPP は EPA プラスと言える。

¹⁵ Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam, WT/ACC/VNM/48, pp.67-68, ¶ 260 and p.183, Table 17 (Oct. 27, 2006).

¹⁶ Ministerial Declaration on the Expansion of Trade in Information Technology Products—Nairobi, 16 December 2015, WT/MIN(15)/25 (Dec. 16, 2015).

¹⁷ 事案の概要は、[DS31, Canada — Certain Measures Concerning Periodicals](#), WTO を参照。

¹⁸ Elsa A. Paparemborde, *Looking Back at Canada — Periodicals: Autopsy of a Missed*

定不遵守について誠実則 (DSU3 条 7 項及び 10 項) に基づいて WTO では争えない、WTO 協定の解釈に FTA が条約法条約 31 条 3 項の要素となりうると主張した。上級委員会是一般論としてかかる法的議論の可能性を排除しない一方、被申立国のこうした主張を退けた¹⁹。その議論は事例判断とはいえ、FTA による WTO 協定逸脱を許容する可能性を極めて狭めているように思われる。もし附属書 2-A も同様の扱いであれば、例外としてはさほど意味をなさない。しかし他方で、WTO と FTA の抵触の懸念を助長するものであり、もし TPP 締約国間で実質的な WTO マイナスが固定化すれば、本協定が日、米、加、豪といった主要 WTO 加盟国を含むメガリージョンであるが故に WTO 法体系の侵食が懸念される。

なお、米国が登録したジョーンズ法等については、GATT1994 パラ 3 に従って WTO にも GATT の義務免除の対象として登録されている²⁰。例外には GATT1947 加入当時の義務的法令で、同協定 3 条、11 条を含む同第 2 部への不適合性の程度にラチェットがかかっているが、これも GATT1994 パラ 3 を踏襲したものである。よって、今回の例外は、GATT1994 例外の範囲を出るものではない。

III. 備考および更新情報

ver.2 : II. 解説・コメントの《輸出税、租税その他の課徴金》に注 14 を追加した。

Opportunity to Address the Problem of Conflicting Provisions in the World Trade Organization and Preferential Trade Agreements' Dispute Settlement Systems, [1 MCGILL J. OF DISP. RESOL. 27](#) (2014).

¹⁹ Appellate Body Report, *Peru—Additional Duty on Imports of Certain Agricultural Products*, ¶¶ 5.5–5.28, 5.91–5.119, WT/DS457/AB/R (July 20, 2015).

²⁰ General Council, Five Year Review of the Exemption Provided under Paragraph 3 of the GATT 1994: Communication from the United States, WT/GC/W/228 (July 2, 1999)